

自立した消費者をめざしましょう

「消費者基本法」には、「消費者の権利」が明示されています。これから消費者は、単に「保護される者」ではなく、「権利の主体」として主体的に行動し、「自立」をめざしていくことが大切です。

保 護



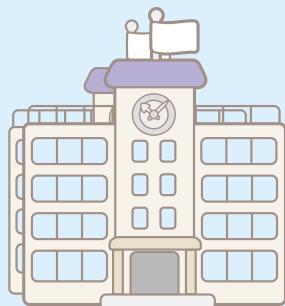
消費者の権利



自 立

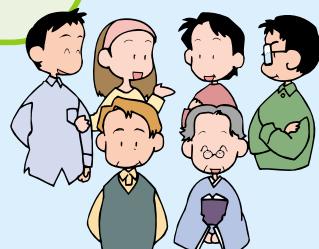
- ・安全が確保される権利
- ・選択の機会が確保される権利
- ・必要な情報が提供される権利
- ・教育の機会が提供される権利
- ・意見が政策に反映される権利
- ・被害が適切・迅速に救済される権利

尊 重



国・県・市町村の責務

- ・消費者の権利の尊重とその自立支援などの理念にのっとり、消費者施策を推進すること



事業者の責務

- ・消費者の安全と公正な取引の確保
- ・必要な情報を明確で平易に提供
- ・苦情の適切かつ迅速な処理
- ・消費者の知識、経験及び財産の状況等に配慮した取引など



消費者の努力

- ・自ら進んで、消費生活に関する必要な知識の習得・情報の収集など、自主的かつ合理的に行動するよう努める。